

2021（令和3）年度第1回（通算第48回）理事会（通常）議事録
一般財団法人国際法学会

1. 日 時：2021年5月30日（日） 13時～16時20分

2. 場 所：Zoomにより実施

3. 出席者：

理事 19名中、19名

以下の出席者がWEBシステムZOOMにより参加した

（代表理事）兼原敦子

（理事）明石欽司

（理事）新井京

（理事）石田淳

（理事）植木俊哉

（理事）小畑郁

（理事）玉田大

（理事）都留康子

（理事）寺谷広司

（理事）西谷祐子

（理事）塚原（西村）弓

（理事）濱本正太郎

（理事）濱本幸也

（理事）早川眞一郎

（理事）古谷修一

（理事）森肇志

（理事）森川幸一

（理事）森田章夫

（理事）山田哲也

（監事）佐野寛

（監事）真山全

（事務局）北村朋史、藤澤巖、堀口健夫

4. 議事要旨

開催に先立ち、定款第29条3項に基づき代表理事が議長となった。定款第41条1項及び2項に基づき、定足数が確認され、議決に加わることができない議長を除く18名の理事が参加していることから、議決に加わることのできる理事18名の過半数（10名）が出席していることが確認された。続けて、前回2020（令和2）年度6回（通算第47回）理事会（臨時）の議事録の確認が行われた。

1) 報告事項

1 富山房インターナショナルとの契約に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき富山房インターナショナルとの契約締結につき報告がなされた。

2 その他

兼原代表理事より、日本学術会議と国際法学会との関係の透明性確保の観点から、学術会議からの連絡については必要に応じて理事会に報告しているが、公開情報の連絡が頻繁にあるが、それらについてはあらためて理事会および学会会員に通知することはしていない旨の報告がなされた。

2) 議決事項

第1号議案 2021年度第1回(通算第26回)評議員会(定時)の招集に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき、定款第19条3項及び第20条1項に基づく2021年度第1回(通算第26回)評議員会(定時)の招集について説明がなされた。あわせて、評議員会の議案に関して、古谷事務局長より、9月の研究大会について少なくともオンラインでの参加を認める方向で検討が進んでいることに鑑み、通常は研究大会時にその会場で行う次期理事の選任に関する意見聴取について郵便投票の方式を可能とするため「理事の選任に関する規程」第3条2項の改正を提案する予定である点について、資料に基づき説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(18名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 定款第19条2項及び第20条1項に基づき、2021年度第1回(通算第26回)評議員会(定時)を下記の日時、場所、及び目的で招集する。

開催日時：2021年(令和3年)6月20日(日) 13時より

場所：Zoomによる会合

会議の目的、議案の概要

報告事項

- 1 2021年度(第124年次)研究大会に関する件
- 2 国際法外交雑誌120巻特集企画に関する件
- 3 小田滋賞に関する件
- 4 その他

議決事項

- 第1号議案 2020年度事業報告・決算の承認に関する件
- 第2号議案 2020年度公益目的支出計画実施報告書に関する件
- 第3号議案 理事の選任に関する規程第3条2項の改正に関する件
- 第4号議案 理事選任についての会員意見聴取の実施に関する件

第2号議案 2020年度事業報告(案)・決算(案)に関する件

古谷事務局長より、資料に基づき2020年度事業報告(案)につき説明がなされた。また植木会計部長より、資料に基づき2020年度決算報告書(案)につき説明がなされた。あわせて植木会計部長より、若干の誤記の訂正の依頼がなされ、訂正された2020年度決算報告書(案)の監査報告については、会計部長において、事務局と協議するとともに、監事の意向を踏まえて適切に対処する旨説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事(18名)の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2020年度事業報告(案)を原案のとおり承認し、また誤記を訂正のうえ2020年度決算報告書(案)を承認する。

第3号議案 2020年度公益目的支出計画実施報告書に関する件

古谷事務局長より、本議案の提出について、公益目的支出計画実施報告書については従来6月に開催される定時の評議員会で審議・承認がなされてきたが、法令上は5月開催の通常理事会で審議・承認し6月の評議員会で報告を行う必要があるとの弁護士の指摘に従

ったものである旨説明がなされ、引き続き資料に基づき公益目的支出計画実施報告書および監査報告書について説明がなされた。

公益目的支出計画実施報告書における事業計画の記載について理事より質問があり、古谷事務局長より、計画の記載については必要に応じ次回の計画作成の際に弁護士と協議の上変更を行いたい旨回答がなされた。また本議案に関する理事会と評議員会の権限について理事より質問があり、古谷事務局長より、定款上は評議員会による承認が必要となるが、法令上は理事会による承認のうえ評議員会への報告が必要となる旨の説明がなされ、作成日程については可能な限り改善を図るが、内閣府への報告期限が6月末であり、公益目的支出計画実施報告書の作成は事業報告および決算報告書の作成が前提となるので、日程に余裕がない点について理解が求められた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2020年度公益目的支出計画実施報告書を承認する。

第4号議案 一般財団法人国際法学会2021年度（第124年次）研究大会に関する件

小畑2021年度研究大会開催形態検討作業部会主査より、資料に基づき、新型コロナウイルスの感染状況等に鑑み、一般財団法人国際法学会2021年度（第124年次）研究大会を全面オンライン方式で実施することが提案された。

理事より、オンラインの具体的な実施方法やプログラム、スケジュールについて質問がなされた。小畑主査より、まずは開催方式について承認を受けたうえで、あらためて具体的な実施方法やプログラムを検討する旨の回答がなされた。また理事より、大会日程を3日間から2日間に短縮する可能性の検討の依頼があった。議論を踏まえ、兼原代表理事より、以下の提案がなされた。作業部会の検討結果を尊重し2021年度研究大会はオンラインで開催することとし、オンライン開催についてホームページを含み最善の方法で登壇者・会員にすみやかに連絡する。また大会実施の具体的な方法等については引き続き作業部会で検討し、7月開催の理事会において研究大会の具体的な開催方法・プログラム等を決定するとともに案内の校正を行う。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- ・一般財団法人国際法学会2021年度（第124年次）研究大会を全面オンライン方式で実施する。
- ・オンライン方式での開催について最善の方法で登壇者・会員にすみやかに連絡する。
- ・研究大会の具体的な開催方法・プログラムおよび案内の校正等については、7月開催の理事会において決定する。

第5号議案 公募パネルに関する件

小畑研究企画委員会委員長より、2022年度研究大会に向けた公募パネルの方向性について研究企画委員会における検討状況の説明がなされ、公募パネルの方向性に意見等があれば小畑研究企画委員会委員長まで伝えるよう理事に依頼がなされた。

【議決事項】 なし

第6号議案 国際法外交雑誌第119・120巻の編集状況に関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、国際法外交雑誌第119・120巻の編集状況について資料に基づき説明がなされた。120巻1・2号のWeb公表について、一般的方針は有斐閣に了承

を得ており、国際法、国際私法、国際政治・外交史からそれぞれ1点ずつWeb公表する方向で検討しており、Web公表論文の詳細については次の理事会で報告する予定である旨の説明がなされた。

【議決事項】 なし

第7号議案 雑誌編集委員会と国際司法裁判所判例研究会との申し合わせに関する件

濱本雑誌編集委員会委員長より、「国際法外交雑誌への「判例研究」の掲載に関する国際法学会雑誌編集委員会と国際司法裁判所判例研究会との間の申し合わせ（案）」について資料に基づき説明がなされた。

兼原代表理事より、「国際司法裁判所判例研究会」による貢献を今後も継続していくという趣旨で、「申し合わせ（案）」にそって、以下の発言がなされた。「国際司法裁判所判例研究会」の判例研究を雑誌に掲載すると明記している点において、「申し合わせ（案）」の第1項はきわめて実質的な内容を有する規定である。また第7項で明らかのように、原稿の質の確保が研究会に委ねられている。原稿の質を確保する判断を担う研究会について、たとえば、メンバー構成や活動態様については、雑誌編集委員会は実質的に関与しておらず、雑誌編集委員会の関与は手続的なものにとどまる。これも一つの考え方であるが、質の担保された判例研究の掲載を確保し会員に適切な情報を提供するという観点からは、学会（とくに雑誌編集委員会を通じてということになるか）の研究会への関与を明確化しより実質化する余地があるのではないか。これは、学会と「日本の国際法判例研究会」との関係についても当てはまりうる。そこで、こうした問題を検討する作業部会を設置し、関係する委員会・研究会のメンバーなどからの参加を得て長期的視点から検討することを提案する。

濱本雑誌編集委員会委員長より、「申し合わせ（案）」は基本的にこれまでの慣行に最小限の修正を加えたもの以上ではなく、これを機に研究会の地位を明確化しより透明かつ公平な運用をなすべきと代表理事が提案されるのであれば、それに賛成するとの意見が示された。理事より、「日本の国際法判例研究会」については、研究会の代表や構成について雑誌編集委員長の了解を得てきており、また研究会の負担は相当重い、雑誌という学会の共有財産を利用している事業であるので、今後のあり方については学会で判断してほしい旨の発言がなされた。また理事より、「申し合わせ（案）」について、「国際司法裁判所判例研究会」から非研究会員に報告を依頼することができる旨の規定があったほうがよいとの意見や、投稿規程を改正し「国際司法裁判所判例研究会」の非会員が研究会を通さず個人として投稿することを可能にするという考え方もありうるとの意見が出された。

これらの意見を踏まえ、兼原代表理事より、以下のように議論の取りまとめがなされた。2020年10月11日開催の理事会議事録において、判例研究について学会における制度構築の検討の余地があるとされている。過去の経緯に基づく慣行の是非は評価すべきでないが、濱本雑誌編集委員会委員長よりこの問題について理事会への提起があった以上、最善の対応をすべきである。一方で、「国際司法裁判所判例研究会」が、研究会としての独自性・学会からの独立性を保つ必要があるなら、そういう意味において「私的な」研究会の立場を維持するのがよいといえよう。他方で、学会の制度構築に組み込み「国際司法裁判所判例研究会」の判例研究は必ず雑誌に掲載されるのであれば、学会からの一定の関与は必要と考える。そこで、投稿規程の改正という方法の可能性の検討も含め、こうした問題を検討する作業部会を設置し、関係する委員会・研究会のメンバーなどから参加を得て、長期的視点から検討することを提案する。「日本の国際法判例研究会」の関係者からも作業部会への参加を得ることが望ましい。

最後に、濱本雑誌編集委員会委員長より、今回提案した「申し合わせ（案）」は廃案とし、この問題についての検討結果が出て、理事会で決定がなされるまでの間、当面は提出される判例研究について、従来通りのやり方で対応するとの発言があり、この点了承され

た。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 国際司法裁判所判例研究会、日本の国内判例研究会と学会との関係に関する作業部会を設置する。作業部会の構成等の詳細は7月の理事会で決定する。

第8号議案 小田滋賞に関する件

(1) 第8回小田滋賞予備審査結果に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、第8回小田滋賞予備審査結果について報告がなされた。

【議決事項】 なし

(2) 小田滋賞のスケジュール変更に伴う検討事項に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、小田滋賞のスケジュール変更に伴う検討事項について、前回理事会の決定を踏まえた国際関係法教育委員会での検討結果が説明され、総会での表彰式実施に関し、自宅から研究大会会場までの通常経路のうち最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の交通費を支給すること、および宿泊費については2泊分の実費を支給すること、が提案された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 受賞者の総会での表彰式への出席に関し、自宅から研究大会会場までの通常経路のうち最も経済的な経路及び方法により旅行した場合の交通費を支給し、また2泊分の宿泊費の実費を支給する。

(3) 第9回小田滋賞に関する件

森国際関係法教育委員会委員長より、資料に基づき、第9回小田滋賞について、提出期限を2022年2月28日（月）17時とすること、匿名性向上のため応募要領において提出原稿および要約に氏名・所属を記載しないよう指示し、あわせてファイル名には「氏名・応募論文」「氏名・要約」と書くよう指示すること、および「履歴書」を「応募様式」に改め、「応募様式」において生年月日、年齢、経歴の記載は求めないこと、が提案された。理事より、経歴の記載は応募資格との関係で必要な場合がありうるとの意見があり、また9月修了学生や博士後期課程在籍学生にも応募資格を認めることを検討すべきではないかとの意見があった。意見を踏まえ、森国際関係法教育委員会委員長より、経歴の記載は引き続き求める旨の修正提案がなされ、また9月修了生の応募資格については7月理事会までに検討し、博士後期課程学生の応募資格についてはより時間をとって検討したいとの回答がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】

- ・第9回小田滋賞について、論文提出期限を2022年2月28日（月）17時とする。
- ・応募要領において提出原稿および要約に氏名・所属を記載しないよう指示し、あわせてファイル名には「氏名・応募論文」「氏名・要約」と書くよう指示する。
- ・「履歴書」を「応募様式」に改め、「応募様式」において生年月日、年齢の記載は求めないこととする。

第9号議案 2021年度アジアカップ模擬裁判に関する件

都留若手研究者育成委員会委員長より、2021年度アジアカップ模擬裁判に関し、2021年8月17日・18日にオンラインで開催する予定であり、詳細は7月理事会に示す旨の説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 2021年度アジアカップ模擬裁判を2021年8月17日・18日にオンライン方式で開催する。実施の詳細については7月の理事会に提出されるが、同理事会前に必要な対応については若手研究者育成委員会に一任する。

第10号議題 市民講座2021の開催に関する件

新井アウトリーチ委員会委員長より、第5回市民講座（2021年）について資料に基づき説明がなされた。あわせて、対面の場合交通費と資料作成費の支出が必要となり、オンラインの開催の場合 Zoom ウェビナーを契約する予算が必要となる点につき了承が求められた。くわえて、7月下旬段階で広報を開始するので、現状に大きな変化がない場合その時点でオンラインによる実施を決定したいが、いずれにせよ開催1か月前までに決定したいので、代表理事、事務局長との必要に応じた協議を前提にアウトリーチ委員会に対応を一任することが依頼された。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 第5回市民講座（2021）について、アウトリーチ委員会への対応の一任と、必要な予算措置を含めた原案を承認する。

第11号議題 会員名簿作成に関する件

塚原（西村）会員委員会委員長より、資料に基づき、会員名簿の作成のための一斉 Eメールの送信が提案され、あわせて、Eメールアドレスがない会員については郵送で対応するとの補足説明がなされた。兼原代表理事より、会員名簿は理事選任についての意見聴取のための名簿作成の基礎資料となるので、迅速に実施のうえ適宜事務局に通知するよう依頼がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 会員名簿の作成のため会員に一斉 Eメールを送信する。Eメールアドレスがない会員については郵送で対応する。

第12号議題 新入会員の承認に関する件

古谷事務局長より、7件の入会申請（一般会員4件、学生会員3件）について提案がなされ、また2020年度末での新規の退会希望者5名、2021年度末退会希望者1名、および2020年11月の会員1名の逝去が報告された。あわせて古谷事務局長より、会員規程上、名誉会員による新入会員の推薦は認められていない点に注意喚起がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 会員の異動（新入退会等）

新入会員＝7名（一般会員＝4名、学生会員＝3名）

退会希望会員＝6名（2020年度末退会希望＝5名、2021年度末退会希望＝1名）

新入会員入会後の会員数

871名（一般779名、学生45名、名誉41名、特別3名、終身1名、維持2件）

第13号議題 その他

(1) アメリカ国際法学会年次大会への協賛に関する件

兼原代表理事より、以下の提案がなされた。本学会は、大韓国際法学会との交流、アメリカ、カナダ、オーストラリア・ニュージーランドの学会との4国国際会議の開催などを行っているが、国際交流をさらに拡大する趣旨から、海外の学会がホストする研究大会のセッションについて、共同開催あるいは協賛などをし、場合によってはパネリストを派遣するといったことを進めてはどうかと考えている。そうした活動の手始めとして、アメリカ国際法学会の年次大会において、ひとつのセッションを本学会が協賛するという形で開催できないかと考えている。これには、まずはアメリカ国際法学会側と事前に十分な協議をする必要があるため、まずは代表理事が非公式にアメリカ国際法学会側の感触をつかんだうえで、協賛の方向性が見えた段階で、国際交流委員会に実務的な交渉を行っていただくという手順を考えている。まだ実際に可能かどうかは不確定であるが、こうしたアクションを起こすことについて、了承を得たい。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 代表理事よりアメリカ国際法学会に非公式に協賛の打診を行い、協賛が可能となった場合には、国際交流委員会が中心となって具体的な検討を行う。

(2) 2019年度・2020年度確定申告に関する件

植木会計部長より、以下の説明がなされた。国税の確定申告の手続は2018年度までは会計事務所に委託していたが、2019年度は委託が行われておらず、2019年度の確定申告が行われていないことが2020年度の確定申告の際に判明した。学会支援機構への事務委託に会計報告は含まれているが、税務に関する委託が抜けている。5月31日が申告期限であるため2019年度及び2020年度の税務については遺漏のないよう急遽会計事務所に処理を委託した。以上の対応につき理事会に了承願いたい。

古谷事務局長より、再発防止のための今後の検討課題として、税務事項を学会支援機構への委託業務に加えるか、別の会計事務所に委託するか、会計事務所に委託する場合税務事項だけではなく会計関係の業務すべてを委託するか、といった選択肢があるので、事務局と会計部との協議により方向性を定め、しかるべき時期に理事会に提案する旨の説明がなされた。

以上の議事を経て、定款第41条1項及び2項に基づき、議決に加わることのできない議長を除く、すべての理事（18名）の賛成により以下の通り議決された。

【議決事項】 今次の確定申告に伴う業務の会計事務所への委託を承認し、その費用を学会財政より支出する。

以上をもって議案の審議が終了したので、16時20分に本理事会を閉会した。

以上